

「住まいの健康診断」事業の活用と『住まいの健康診断(インスペクション)物件特集』への掲載方法について

本事業では、平成30年4月1日施行された改正宅建業法に対応した建物状況調査（インスペクション）を割安な価格で実施することができます。建物の状態が明らかになるのはもちろんのこと、改正宅建業法に対応した報告書を受け取れるため、重要事項説明等の取引時にも活用できます。金融機関のローン優遇等のサービスやリノベーション工事に係る費用の一部補助を受けることも可能です（右記参照）。

不動産情報ネットふれんずには、「住まいの健康診断」実施済み物件を検索できる特集サイトを設置しています。特集サイトに物件を掲載し、安心・安全な住宅を積極的にPRしましょう！！

○媒介契約時に建物状況調査のあっせんをする場合



住まいの健康診断（インスペクション）物件特集



『住まいの健康診断（インスペクション）物件特集』では、「住まいの健康診断」が実施された物件を検索でき、各物件の概要版報告書が確認できる特集サイトです。建物の状態を事前に確認することができるため、安心・安全な取引に繋げることができるほか、リノベーション費用の補助金の活用等も期待できます。

◇住宅ローン金利優遇等のサービス

「住まいの健康診断」実施済物件について、以下の金融機関で住宅ローン優遇等のサービスを受けられます。
※サービスの具体的な内容は各金融機関へお問い合わせください。

- 福岡銀行 ●西日本シティ銀行 ●北九州銀行 ●福岡信用金庫 ●福岡ひびき信用金庫
- 筑後信用金庫 ●大川信用金庫 ●九州労働金庫 ●JAグループ福岡（金融機関コード順）
- 〔JAむなかた JA粕屋 JA福岡市東部 JA福岡市 JA糸島 JA筑紫〕
- 〔JAふくおか八女 JA柳川 JAみなみ筑後 JA北九〕

◇福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金

「住まいの健康診断」を実施済物件のリノベーション工事に対して、対象となる工事費用の1/3 最大50万円を補助します。

補助金・サービス等

(1)子育てリノベーション

子育て対応改修
補助率1/3
限度額30万円

若年世帯・子育て世帯が、自ら居住するために実施する子育て対応改修工事

(2)近居・同居リノベーション

子育て対応改修
補助率1/3
限度額30万円

若年世帯・子育て世帯が、自ら居住するために実施する子育て対応改修工事

高齢化対応改修
補助率1/3
限度額20万円

若年世帯・子育て世帯が、親世帯と近居・同居するために実施する改修工事

○補助対象工事(以下に示す工事で、県内の事業者が行う30万円以上の工事)

子育て対応改修	居住性向上改修	広さ・間取りの変更、収納スペースの設置、3点給湯への対応など
	長寿命化改修	耐久性向上改修、防水性向上改修など
	省エネルギー改修	断熱改修、遮熱改修など
	防犯性向上改修	窓の改良、玄関・勝手口の改良など
高齢化対応改修	高齢化対応改修	手すりの設置、段差の解消など

○申込先・お問い合わせ

福岡県建築都市部住宅計画課 住環境整備係
電話：092-643-3734

※事業の詳細、申込書類等は下記サイトよりご確認下さい。
<http://www.fkjc.or.jp/kikaku/renove/hojo.html>

特集サイトへの公開方法



ふれんずの物件登録画面：住宅性能の項目にて「業法対応インスペクション」、「住まいの健康診断による報告書」、「調査実施日」を設定するほか、概要版報告書をPDFでアップロードし、ふれんず一般公開サイトに公開することで特集サイトへ掲載されます。
※概要版報告書をアップロードする際は、個人情報に留意してアップロードしてください。